答申第４号

答　　申

１　審査会の結論

浜田市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、その一部を不開示とした決定について、別表の第２欄に掲げる部分を開示すべきである。

なお、実施機関が令和８年７月28日付けで行った変更決定（浜田市指令人第17号。以下「変更決定」という。）により開示した部分については、審査の対象としない。

２　本件諮問に至る経緯

⑴　開示請求

開示請求者は、令和５年７月４日付けで、浜田市情報公開条例（平成17年浜田市条例第20号。以下「条例」という。）第５条の規定により、実施機関に対し、「平成30年12月26日の市職員の処分に関する一切の公文書」の開示請求を行った。

⑵　不開示決定から裁決及び部分開示決定まで

実施機関は、令和５年７月５日付けで、不開示決定（存否応答拒否。浜田市指令人第70号。以下「不開示決定」という。）をし、開示請求者に通知したが、開示請求者は、不開示決定を不服として、同月７日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第２条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

実施機関は、令和６年３月１日付けで、条例第19条第１項の規定により浜田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「本審査会」という。）に諮問し、本審査会は、同年12月27日付けで、実施機関に対し、存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定を取り消すべきと答申した。

実施機関は、令和７年３月17日付けで、法第46条第１項の規定による裁決を行い、不開示決定を取り消すとともに、該当する公文書として、別表の第１欄に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）を特定して部分開示決定（浜田市指令人第12号。以下「本件処分」という。）をし、開示請求者に通知した。

⑶　審査請求

開示請求者は、本件処分を不服として、令和7年3月18日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

⑷　諮問

実施機関は、令和8年1月16日付けで、条例第19条第1項の規定により本審査会に諮問した。

3　審査請求人の主な主張

⑴　審査請求の趣旨及び理由

ア　内容がのり弁でさっぱりわからない。最小限ののり弁にすべきであり、全て真っ黒はあまりにもずさんである。再検討してほしい。

イ　平成29年12月、平成30年1月の処分であるため秘匿性はない。

⑵　審査請求の意見

ア　本件処分について

不開示決定から本件処分に処分内容が変わったが、ほぼ黒塗りである。不開示箇所は、最小限にすべきである。

イ　実施機関の対応の遅れについて

審査請求から諮問までにかなりの時間が経過している。実施機関から時間経過の理由についての説明を受けたが信用できない。

4　実施機関の主な主張

実施機関の本件処分に関する主張及び説明の要旨は、おおむね次のとおりである。なお、本件処分は変更決定がなされており、その理由及び不開示箇所は第6号のとおりである。

⑴　不開示情報として保護される権利利益の該当性

職員の処分に関する公文書は、当該公文書の性格上、自己の資質、人格、名誉等に密接に関わる個人情報であり、条例第7条第2号本文に該当し、また、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号オの不開示情報として保護される権利利益を有すると判断した。

⑵　条例第7条第2号ただし書アの該当性

職員の処分に関する情報は、浜田市職員の懲戒処分の公表に関する基準（以下「基準」という。）に基づき、所定の内容について公表する場合があるが、それ以外の情報を公表している事実及び慣行があるとは認め

られず、条例第７条第２号ただし書アには該当しないと判断した。

⑶　条例第７条第２号ただし書イの該当性

職員の処分に関する情報は、当該処分を行うために必要な手続等に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報であるとは認められず、条例第７条第２号ただし書イには該当しないと判断した。

⑷　条例第７条第２号ただし書ウの該当性

職員の処分に関する情報は、当該処分を行うために必要な手続等に関する情報であり、任命権者において職員の管理上保有しているものであり、職務の遂行に係る情報であるとは認められず、条例第７条第２号ただし書ウには該当しないと判断した。

⑸　結論

以上のことから、本件処分は妥当である。

⑹　本件処分の判断を変更した理由及び不開示箇所

令和８年６月浜田市議会定例会議の議員個人一般質問における本事案に関連する質問の答弁検討に当たり、本事案に関して改めて市長協議を行い、その結果、本事案に係る処分が、基準第２第２号に該当し、現状では基準第４第３号に該当する状況ではなくなったため、本件処分の変更決定を行った。このことにより、不開示箇所を縮小し、職名、氏名及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある記録以外の部分は、開示することとした。

5　本審査会の判断

本件公文書について、不開示情報の該当性等について検討する。なお、本件処分で不開示とした箇所のうち、変更決定により実施機関が開示した箇所については、審査請求人にとって審査請求の利益がなく、不開示情報該当性を検討する必要がないため、本審査会は、本件処分の変更決定を踏まえ判断する。

⑴　条例第７条第２号該当性

ア　条例第７条第２号の規定は、基本的人権尊重の立場から個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得る情報と、個人の識別は不可能であっても、個人の権利利益を害するおそれがある情報は、原則不開示とすることを定めたものである。

イ　実施機関が不開示とした部分は、職員の職名及び氏名であり、特定の個人を識別することができるものに該当するから、条例第７条第２号本文に規定する情報に該当すると認められる。

ウ　条例第７条第２号ただし書は、個人に関する情報であっても、一般的に個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護すべき利益を考慮してもなお開示する必要性が認められる情報は、開示することができるとすることを定めたものであり、本件公文書中の実施機関が不開示とした部分は、条例第７条第２号ただし書ア、イ及びウには該当しないと認められる。

⑵　条例第７条第６号オ該当性

ア　条例第７条第６号オの規定は、人事管理の検討過程や内部情報が公になることにより組織の秩序が損なわれ、又は将来にわたる適正な人事の執行が妨げられるおそれを考慮し、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報は、原則不開示とすることを定めたものである。

イ　本件公文書に記録された情報は、職員の処分に係る検討過程に関するものであり、条例第７条第６号オに規定する情報に該当すると認められる。

⑶　条例第８条（部分開示）関係

ア　条例第８条の規定は、公文書の原則公開の趣旨から、公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該不開示部分を容易に除くことができ、かつ、当該不開示部分を除いた部分に有意の情報が記録されているときは、当該不開示部分を除いた部分を開示しなければならないことを定めたものである。

イ　本件公文書中の実施機関が不開示とした部分には、条例第７条第６号オに該当する不開示情報が記録されている部分から容易に区分でき、かつ、有意の情報が記録されている部分があると認められることから、当該部分については開示すべきである。

⑷　その他

審査請求人は、その他種々主張するが、本審査会の判断に影響するものではない。

⑸　結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

⑹　付言

ア　実施機関が審査請求を受理してから本審査会に諮問するまでに相当の期間が経過しており、審査請求人が主張するように、実施機関に対する信用が損なわれる一因と認められる。

イ　審査請求の受理から諮問までの期間は、法及び条例に規定されていないものの、条例第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するときを除き、実施機関は、客観的合理性が認められる期間の範囲において、本審査会に諮問するよう求める。

6　本審査会の処理経過

年　月　日	内　　容
令和８年１月 16 日	・実施機関から本審査会に対し諮問
令和８年２月９日	・実施機関から資料を受理
令和８年４月２日	・令和８年度第１回会議 実施機関から意見聴取 審議
令和８年４月 14 日	・令和８年度第２回会議 審査請求人から意見聴取 審議
令和８年４月 28 日	・令和８年度第３回会議 審議論点の整理
令和８年５月 26 日	・令和８年度第４回会議 審議論点の整理
令和８年７月７日	・令和８年度第５回会議 実施機関から意見聴取 審議論点の整理
令和８年７月 28 日	・令和８年度第６回会議 実施機関から意見聴取 答申案の審議
令和８年８月 21 日	・令和８年度第７回会議 答申案の審議
令和８年９月 17 日	・答申の決定
令和８年９月 18 日	・本審査会から実施機関に対し答申

別表

No	第1欄 本件公文書	第2欄 開示すべき部分
1	平成30年12月26日付け起案文書 （件名：職員の処分について）	2枚目（起案用紙の内容欄） ・2行目の1字目～10字目 ・3行目の35字目～36字目 ・4行目の1字目～14字目

備考　行数には空白行を含み、字数には句読点及び記号を含む。

（参考）

浜田市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

（50 音順）

氏　　名	現　　職	備　　考
岩　本　浩　史	島根県立大学教授	会長
岡　本　　寛	島根県立大学准教授	職務代理者
下　垣　博　史	行政相談委員	
南　　秀　樹	弁護士	
渡　部　恵　子	元・浜田市職員	